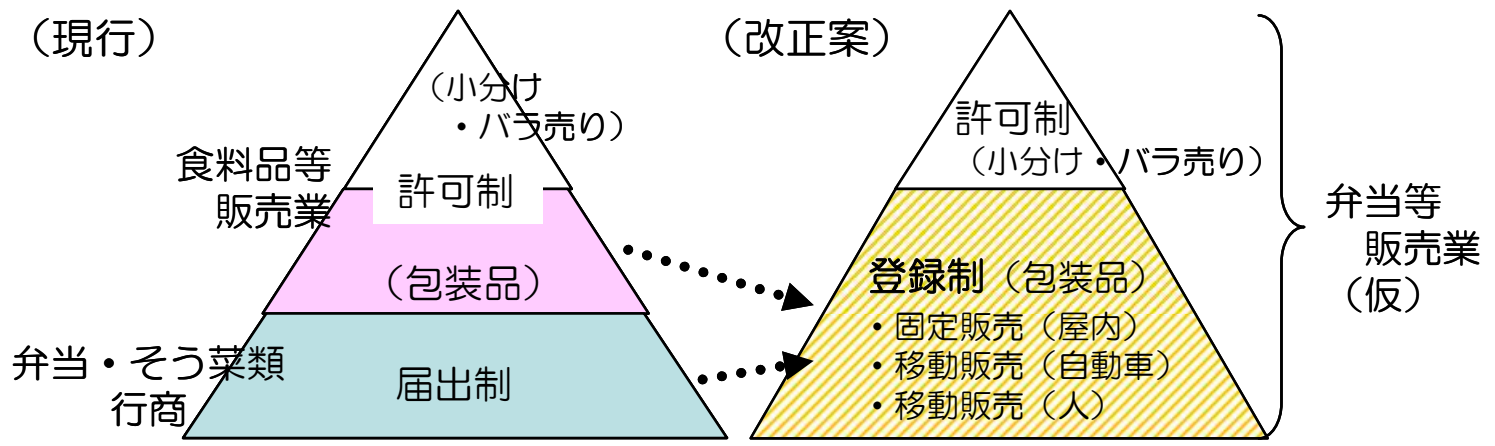


# 弁当等に関する食品販売の規制の在り方について 改正スキーム

○改正イメージ（弁当等の販売形態に応じた設備要件等を整理し、制度を統合）



販売形態	食品の取扱い	施設・設備要件	人的要件	制度
店舗	小分け・バラ売り	施設基準（手洗設備やシンクの給排水完備等） 現行どおり	食品衛生責任者	許可制
固定販売（屋内）	包装品に限る ※電気式設備ある場合は、 温蔵（65℃以上）、冷蔵 （10℃以下）の弁当も可	施設基準の緩和 （衛生上支障のない範囲でビル内に設置可能な要件）	食品衛生責任者	登録制
移動販売（自動車）		施設基準の緩和 （衛生上支障のない範囲で車内に設置可能な要件）		
移動販売（人）	包装品に限る ※十分に放冷した弁当のみ	必要な設備要件を設定 （保冷容器、保冷剤、温度計、運搬用具等）		